

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月 8 日（金）第3373号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 告 示

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定（環境保全課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定（5件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 4
- 家畜伝染病の発生（畜産課取扱い） 5
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 5
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路維持課取扱い） 5
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 5

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 落札者等の公告（原子力安全対策課取扱い） 6

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第1141号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、次のとおり要措置区域として指定する。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 要措置区域  
垂水市本城字牧1452番の一部及び1454番1の一部
- 2 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定

## 鹿児島県告示第1142号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊毛郡屋久島町口永良部島字湯向1757番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
熊毛郡南種子町中之下字池ノ山1579番1，字寺川東山2053番
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
鹿児島市桜島西道町992番・桜島白浜町2478番・桜島武町2907番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、桜島藤野町2102番，桜島二俣町1248番・桜島松浦町1066番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

鹿児島市桜島西道町992番・桜島武町2907番・桜島二俣町1248番・桜島松浦町1066番  
（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村  
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部  
森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第1145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定  
施業要件を変更する予定である。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年11月24日鹿児島県告示第1403号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久  
島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第1146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定  
施業要件を変更する予定である。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月 6 日鹿児島県告示第1564号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児  
島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第1147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定  
施業要件を変更する予定である。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年 2 月 2 日鹿児島県告示第182号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1148号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
えびす薬局	始良市加治木町木田3980番地 1	平成29年 12月31日	精神通院医療

**鹿児島県告示第1149号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
高山薬局	肝属郡肝付町新富521-10	平成29年 12月 1 日	更生医療

**鹿児島県告示第1150号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
みさき薬局	枕崎市住吉町45番地 1	平成29年 12月 1 日	育成医療・更 生医療

**鹿児島県告示第1151号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ゆうゆう薬局田上店	鹿児島市田上一丁目23- 8	平成29年 12月 1 日	精神通院医療
思川薬局	始良市脇元961番地 5	平成29年 12月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1152号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	大島郡与論町	平成29年11月27日

## 鹿児島県告示第1153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年4月3日付けで鹿児島市松元土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第1154号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	区 間
県道	鹿児島東市来線	鹿児島市武一丁目30番11地先から同市武三丁目26番2地先まで

## 鹿児島県告示第1155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 名瀬都市計画道路
- (2) 名称 3・4・18号末広港線

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年12月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年12月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年12月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山形屋  
鹿児島市金生町3番1号
- 2 変更事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 変更前 第3駐車場 建物敷地東側隔地 51台
    - イ 変更後 第3駐車場 建物敷地東側隔地 51台
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 変更前 第3駐車場 1箇所 駐車場東側
    - イ 変更後 第3駐車場 1箇所 駐車場東側
- 3 変更年月日  
平成30年7月25日
- 4 届出年月日  
平成29年11月24日

.....

落札者等の公告  
 特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
 平成29年12月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（環境放射線監視テレメータシステムに係る測定データ伝送回線二重化業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課総務労政係  
薩摩川内市神田町1-22
- 3 落札者を決定した日  
平成29年11月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機株式会社九州支社  
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 落札金額  
113,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年9月8日

**選挙管理委員会告示**

**鹿児島県選挙管理委員会告示第50号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表265の項を削る。